

最終更新日：2010年6月4日

## 株式会社物語コーポレーション

代表取締役社長 小林佳雄

問合せ先：専務取締役管理本部本部長 高山和永 0532-63-8001

証券コード：3097

<http://www.monogatari.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社はコーポレート・ガバナンスの基本方針として

1. 迅速な意思決定及び経営効率の追求
2. 経営責任の明確化
3. 経営の透明性及びコンプライアンス体制の充実
4. 監査役による取締役の業務執行状況に対する監査機能の強化
5. リスク管理思想の具現化

以上の5つを掲げております。

この経営姿勢を貫くことによって、株主をはじめとする全てのステークホルダー（利害関係者）から信頼を獲得し、長期的に企業価値を高め、持続的な成長を可能にすると考えております。

### 2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%未満

#### 【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
小林 佳雄	294,770	23.95
小林 雄祐	195,600	15.89
物語コーポレーション社員持株会	105,200	8.55
小林早苗	102,380	8.32
小林耕太	29,545	2.40
小林洋平	29,545	2.40
高山和永	21,680	1.76
豊橋信用金庫	17,000	1.38
株式会社三菱東京 UFJ 銀行	15,000	1.22
川西裕康	12,800	1.04

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部、ジャスダック
決算期	6月
業種	小売業
(連結) 従業員数	100人以上500人未満
(連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

### 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、親会社あるいは上場子会社は有しておらず、当社のコーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はございません。

当社の代表取締役社長小林佳雄、及び主要株主である小林雄祐氏は、近親者と合わせて当社発行済株式総数の過半数を所有しており、平成21年12月末時点で両名ともに支配株主であります。

現在において支配株主である小林雄祐氏との取引はありませんが、代表取締役社長小林佳雄とは当社のリース取引について、2件の保証を受けております。なお、債務保証を受けるにあたり、保証料の支払い及び担保の提供は行っておらず、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はありません。また、今後も継続的に当該2件の取引解消に取り組んで参ります。

また、将来的にこれ以外に取引が発生する場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件により取引を行うこととしつつも、取引内容および条件によっては、その取引金額の多寡に関わらず、当社取締役会において審議し、会社ひいては他の株主を害することのないように適切に対応することとします。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任していない

#### 現状の体制を採用している理由

当社は、監査役による監査体制の強化・充実により、コーポレートガバナンスの実効性を確保することが当社にとって合理的であると判断し、監査役設置会社の形態を採用しております。外部からのチェック機能という観点では、監査役3名全員が社外監査役であり、独立した立場からの経営監視機能の充実を図っております。当社の常勤監査役は、取締役会だけでなく週1回開催される経営会議や、予算統制会議といった重要会議にも常時出席し、必要に応じて意見を述べる他、内部監査室や会計監査人と連携して取締役の職務執行状況を厳正に監査しており、経営の監視に関して十分に機能する体制が整っていると考えております。

また、取締役会につきましては、当社の事業に精通した取締役で構成し、運営することが取締役の職務執行の監督および経営効率の維持・向上の両面で適切と考えております。

その上で、経営の透明性の観点より、社外取締役の重要性を認識し、積極的に登用したいと考えておりますが、現状においては、当社の事業に精通した適性な人材を招聘することができていないため、社外取締役を選任しておりません。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

#### 監査役と会計監査人の連携状況

監査役は会計監査人との間で四半期に1回の定期会合を始めとして、臨時に必要があると判断した場合においても、積極的に意見及び情報の交換を行い、効率的な監査を実施するように努めております。

#### 監査役と内部監査部門の連携状況

当社では、社長直轄組織の内部監査室を設置の上、各部門の業務全般において妥当性や有効性、法令等の遵守状況等について内部監査を実施しております。監査役は、内部監査室から監査計画、方法等について説明を受けると共に、監査の都度、監査報

告書の内容について確認を行っております。また、適宜意見や情報の交換を行うなど緊密に連携を保っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
原 義弘	他の会社の出身者									
岩田 元	他の会社の出身者								○	○
安彦 章	他の会社の出身者								○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
原 義弘	常勤監査役。当社独立役員に指定しております。	銀行出身であり、幅広い見識、経験を有されており、当社の経営に対して、的確な助言、監督をいただくと判断し、選任しております。  【独立役員 の 指定理由】 社外監査役原義弘氏は、昭和33年4月、当社メインバンクである株式会社東海銀行(現、株式会社三菱東京UFJ銀行)に入行し、平成6年6月に退任しております。その後平成6年7月に東海証券株式会社監査部長に就任(平成14年2月退任)し、他社の監査役を歴任後、平成16年9月に当社社外監査役に就任(現任)しております。その優れた見識と常に中立・客観的立場で適宜意見を述べるとともに当社の事情にも精通しており、代表者でもその意見には傾聴せざるを得ない立場であり、当社のコーポレートガバナンスの構築と一層の強化推進に貢献していただいております。

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
		また、当社のメインバンク出身ではありますが、退任後15年が経過しており、また他の会社の監査役を経験された後、当社監査役に就任していることや、当社株を所有していないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したために、独立役員にふさわしい人物と判断し、原義弘氏を独立役員に指定致します。
岩田 元	岩田元氏の配偶者が当社従業員であります。それ以外に特別な利害関係は有せず、客観的な立場から取締役の業務執行に対し監査を行っております。	長年にわたり会計事務所で勤務しており、会計・税務面の豊富な経験に基づく助言・監督をいただけると判断し、選任しております。
安彦 章	——	金融機関での業務を通じて培ってきた幅広い知識・経験等を当社の財務面に、また当社のコンプライアンス体制や内部統制の構築に活かしていただきたく選任しております。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

原義弘、岩田元の2名は平成20年6月期に開催された取締役会19回、監査役会12回全てに参加しております。なお、安彦章は平成21年9月25日開催の定時株主総会によって初めて選任されております。

また、常勤監査役である原義弘は、経営会議や予算統制会議等の重要会議へ積極的に参加し、気づいた点や期中監査の実施過程において把握した問題点等に関して、発言をしております。

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

旧商法に基づく新株予約権の付与、及び新株引受権付社債の発行を行っております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

貢献度の高い取締役及び従業員に対して、新株予約権の付与、及び新株引受権付社債の発行を行っております。これは士気の向上及び、業績向上に対する意欲を一層高めるためであります。

【 取締役報酬関係 】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書（事業報告）
------	---------------------

開示状況

全取締役の総額を開示

## 該当項目に関する補足説明

平成 21 年 6 月期における取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

取締役に対する報酬 123,320 千円

監査役に対する報酬 13,680 千円

## 【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】

現在、社外監査役を補佐する担当部署や担当者は置いておりませんが、必要に応じて管理本部経営戦略室が対応しております。また、監査役会の開催によって、常勤監査役から非常勤監査役に対しての情報伝達を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

## 1. 業務執行・監視の仕組み

業務執行については、取締役会規程を定め、定例取締役会を 1 ヶ月に1回、また必要に応じて随時、臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令又は定款に定める事項の他、経営の基本方針・計画に関する重要事項の決定、月次・年次決算関係について報告等をおこなっております。

また、意思決定の迅速化と機動的経営の実現のために当社は経営会議を運営しております。経営会議は、経営幹部(常勤取締役・本部長・執行役員)による協議の場であり、原則として毎週1回行われております。取締役会決議事項及び報告事項、取締役会上程事項以外の重要な事項等について協議しております。なお、必要に応じて経営幹部以外にも参加が必要と認められた者も参加しております。

また、「経営の重要事項の意思決定及び監督機能」と「業務執行機能」を分離し、責任の明確化と、経営の公正性、透明性の向上を図るために執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役会により決定された経営方針・戦略に従い、担当業務の執行責任を負うものとし、業務の迅速化及び効率化を図っております。

## 2. 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、社長直轄組織の内部監査室(人員3名)を設置して、あらかじめ作成し社長の承認を得た監査計画書に基づき、各店舗へは臨店調査を主体に、資産管理・労務管理・衛生管理・現金管理等の規程に定められた業務に関して、各部門へは社内処理手続(規程)・法令等遵守の状況について内部監査を実施しており、業務の改善に向け助言・勧告を行っております。また、監査結果については監査報告書を作成し、役員及び被監査部門の長に報告しています。

監査役監査については、常勤1名を含む3名の監査役は取締役の業務執行状況の監査、臨店調査により法規範、公共への奉仕、経営能率等の見地から会社の意思決定と業務執行が合理的であるかを監査しております。監査結果については監査報告書を作成し、監査役会及び社長に報告しております。

また、内部監査室、会計監査人とは四半期に1回の定期会合と、必要に応じて随時情報及び意見の交換を行っております。

## 3. 会計監査の状況

公認会計士による監査は有限責任監査法人トーマツに依頼しており、会計監査を期末に偏ることなく期中においても定期的に受けております。

なお前事業年度(平成 20 年 7 月 1 日から平成 21 年 6 月 30 日まで)の会計監査業務を執行した公認会計士の指名及び会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士:松岡正明、蛭原新治

※継続監査年数については、いずれも7年以内のため記載を省略しております

監査業務に関わる補助者:公認会計士 5名、会計士補等 15名、その他 7名

#### 4. 役員報酬の決定

役員報酬の決定に関しましては、株主総会で決議されている報酬総額をもとに、役員就業規程に基づき、取締役は取締役会で、監査役は監査役会にて個別報酬を決定しております。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は決算月が6月のため、一般的に言われる集中日に株主総会を設定することは無いと判断しております。

#### 2. IRに関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
個人投資家向けに定期的説明会を開催	あり	原則として、決算終了後を、個人投資家向けの説明会開催タイミングと考え、定期的な説明会を実施する方針であります。
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	あり	原則として、決算及び中間決算終了後を、アナリスト・機関投資家向けの説明会開催タイミングと考え、定期的な説明会を実施する方針であります。
IR資料のホームページ掲載	なし	自社ホームページにIR資料を設置する場所を設け、プレスリリース、決算短信、月次情報、決算説明会資料などを随時掲載いたします。
IRに関する部署(担当者)の設置	—	IRに関しましては、管理本部経営戦略室が担当しております。

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

### IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社はレストランチェーンの直営による経営並びにフランチャイズ・チェーン展開を主な事業内容としております。それゆえ、食品衛

生法等の遵守すべき法律も多く、食中毒や火災等の損失の危険も予測されます。このような事業特性のもとで、健全で持続的な発展をするために内部統制システムを整備し、適切に運用することは経営上の重要課題であると考えております。

現在、当社の内部統制システムの整備状況は、営業本部、管理本部、開発本部、FC・立地・店舗開発本部によって運営し、各本部に取締役を配置、業務を分掌し、牽制機能が働く組織体制としております。また、社長直轄組織の内部監査室を設置の上、専任の担当者を配属し、各部門の業務全般の妥当性や有効性、法令等の遵守状況等について内部監査を実施しております。更に、法令遵守と、社会からの信頼と評価を得るために、企業倫理の徹底を目指してコンプライアンス委員会を設置しております。これにより内部統制システムの整備を推し進めております。

なお、当社では、平成19年9月に、「内部統制システム構築の基本方針」について次に掲げるとおり決議を行い、今後も内部統制システムの整備に努めてまいります。

#### 内部統制システム構築の基本方針

##### 1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として法令遵守を徹底し取締役及び使用人一丸となり業務を進めており、その内容を体系化、明文化したコンプライアンス規程に定めております。また業務分掌規程、職務権限規程、組織規程により取締役及び使用人の職務及び決裁権限内容に基づき、常時取締役及び使用人が閲覧できるよう開示し、業務の執行が定款に適合し行われる体制を確保します。

##### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録や稟議書など重要な意思決定などに係る記録は、法令及び文書管理規程に基づき、定められた期間保管します。

##### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、専務取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を中心となって、想定されるリスクを抽出し、その評価及び対応策を、常勤役員から成る経営会議で検討します。

また、抽出されたリスクの内、重要性の高いものについては適宜取締役会へ上程し、対応策を決定します。

##### 4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は取締役の職務執行が、効率的に行われることを確保する体制として、定時取締役会を月1回開催する他、必要に応じ適宜臨時取締役会を開催し、重要事項を意思決定するとともに職務執行状況を監督します。

また、常勤役員からなる経営会議を原則週1回開催し、個別の経営課題を実務的な観点から協議し、取締役の職務執行が効率的に行われる体制を補完します。

##### 5. 事業報告書作成会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務適正を確保するための体制

当社は、親会社及び子会社から成る企業集団がなく、当該事項は御座いません。

##### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は監査役が必要とした場合、社長直轄の内部監査室に所属する使用人が監査役の補助を行います。

また、その選任および解任については、監査役会と事前に協議の上、決定します。

##### 7. 6の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は前号における監査役を補助する使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査役の指揮命令下で業務を遂行できる体制を確保し、使用人の人事評価についても監査役会と協議して決定します。

##### 8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は職務執行に関し、法令・定款に係わる重大な不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した時、並びに業務執行の状況及び結果を監査役に報告します。定時取締役会のみならず、経営会議及び予算統制会議に常勤監査役が参加し、適宜経営上重要な事項に関する報告を行える体制を整備しております。また監査役への報

告は、迅速且つ誠実に行うことを基本とし、定期的な報告に加え、必要に応じて適宜行います。

#### 9. その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役との相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を開催します。

また、監査役は、会計監査人及び内部監査室との間で、情報交換に努め、連携して当社の監査の実効性を確保します。監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合、弁護士・公認会計士等外部専門家との連携を図れる環境を整備します。

#### 10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の記載を適正に行うため「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準ならびに同実施基準」に準じて、内部監査室が整備・運用状況を調査・検討・評価し、不備があれば、これを是正していく体制の維持・向上を図ります。

#### 11. 反社会的勢力排除するための体制

##### (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は「企業倫理憲章」「コンプライアンス規程」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関わりを遮断することを規定しております。

##### (2) 反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況

当社は「暴力団等反社会的勢力の排除及び不当要求対応マニュアル」を策定し、反社会的勢力との関係遮断について明記するとともに、反社会的勢力の排除のための管理体制を以下のとおり整備しております。

##### a. 対応部署及び対策委員会の設置

当社は反社会的勢力の対応部署を総務部とし、総務部長が責任者となり反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを行います。また、総務部長は必要に応じて管理本部本部長の承認を得た上で、適正な人材(社内・社外を問わず)を指名し、臨時に反社会的勢力対策委員会を設置し、反社会的勢力への対応を行います。

##### b. 店舗における反社会的勢力に対する対応

店舗においての一次対応責任者は店長(不在時は次席社員)としております。また、留意事項に基づき、口頭による緊急報告を手順に従い実施するとともに、「暴力団等反社会的勢力との対応報告書」を作成し対応内容を文書化することとしております。

##### c. 外部専門機関との連携状況

総務部を中心として、所轄の警察署、暴力追放運動推進センター、弁護士等と緊密に連携しております。

##### d. 取引先の調査

新規取引先に対しては「新規取引業者対応マニュアル」に準じて「反社会的勢力調査」を事前実施する仕組みを導入しております。既存取引先に対しては、年1回「反社会的勢力調査」を実施することとしております。

参考資料「模式図」: 巻末「添付資料」をご覧ください。

## V その他

### 1. 買収防衛に関する事項

現在のところ買収防衛策は設けておりません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【 参考資料：模式図 】

